

ファミリー・サポート・センター事業加入保険 補償内容（抜粋）

とよたファミリー・サポート・センターでは、活動中の事故等に備えて以下のとおり補償保険に加入しています。※補償内容は年度により変更の可能性があります。

1 協力会員の賠償責任保険 ※自動車事故は除きます。

管理・監督上のミス等が原因で、協力会員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償例）協力会員が目を離した隙に子どもが高所から転落して怪我をした場合、等

内容	補償額（上限）
施設賠償責任保険	身体・財物共通 1事故 2億円

2 依頼会員の子どもの傷害保険

活動中に急激かつ偶然な外来の事故により、子どもが怪我をした場合の補償例）子どもが遊んでいる最中に転倒して骨折した場合、等

内容	補償額（上限）
死亡	500万円
入院（1日あたり）	3,000円
通院（1日あたり）	2,000円

3 協力会員の傷害保険

活動中に急激かつ偶然な外来の事故により、協力会員が怪我をした場合の補償例）送迎中に協力会員が階段につまずいて転倒し骨折した場合、等

内容	補償額（上限）
死亡	700万円
入院（1日あたり）	4,500円
通院（1日あたり）	2,000円

4 研修・事前打ち合わせ等の傷害保険

内容	補償額（上限）
死亡	500万円
入院（1日あたり）	3,000円
通院（1日あたり）	2,000円

5 依頼会員の子どもの加害事故

依頼会員の子どもが、協力会員の家族の身体や財物に損害を与えた場合の補償

内容	補償額（上限）
見舞金制度	10万円